

畜産バイオマス地産地消対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制定	令和2年1月31日	元食産第4479号
改正	令和3年1月28日	2食産第5429号

第1 趣旨及び目的

「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等対策本部決定）においては、経済と環境の好循環のため、グリーン社会の実現に最大限注力していくこととされた。また、「強い農林水産業の構築」として、強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の生産基盤を強化するとともに、畜産・酪農については、肉用牛・酪農経営の増産対策及び家畜排せつ物の処理の円滑化対策を推進することとされた。

これに則り、本要綱により実施する事業（以下「本事業」という。）は、グリーン社会の実現に向けてエネルギーの地産地消を推進し、肉用牛・酪農の増頭増産を支える環境を整備するため、家畜排せつ物等の農業生産活動により発生するバイオマスを活用した畜産バイオマス利活用施設・機械の導入を支援することにより、エネルギーの地産地消及び副産物の複合利用による新たな経営モデルを確立するとともに、家畜排せつ物処理の円滑化・高度化による生産コスト低減及び収益力強化を実現する。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体及び民間団体等（畜産を営む者、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。以下同じ）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公共の用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。

第3 事業の実施

1 事業実施計画の作成等承認

- (1) 事業実施主体は、畜産バイオマス地産地消対策事業実施要領（令和2年1月31日元食産第4480号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施主体は、家畜排せつ物等の処理を円滑化・高度化するため、実施要領に定めるところにより、事業の具体的な成果目標を定めるものとする。
- (3) 事業実施計画の変更（畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱（令和2年1月31日元食産第4478号農林水産事務次官依命通知）に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、（1）に準じて行うものとする。
- (4) 事業実施主体は、事業完了後にあっては、事業実施結果に係る報告書を（1）に準じて作成し、出来高設計書を添付して速やかに地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業の採択基準

採択基準については、実施要領に定めるところによるものとし、地方農政局長等は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限り、1の（1）に規定する承認を行うものとする。

3 経営収支改善効果分析

事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、実施要領に定めるところによる手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

4 その他

本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

第4 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付する。
- 2 国は、事業実施主体に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、事業実施主体に対し、補助金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

第5 経営状況等の報告

事業実施主体は、実施要領に定めるところにより、事業実施計画を承認した地方農政局長等に対し、事業で整備した施設に関連する経営状況等を報告するものとする。

第6 事業成果の評価

1 報告

事業実施主体は、実施要領に定めるところにより、事業を実施したことによって得られた成果について評価し、その内容について報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

2 改善措置の指導等

地方農政局長等は、事業実施主体から1の規定による報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させることができるものとする。

第7 その他

国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

「畜産バイオマス地産地消対策事業実施要領」（令和２年１月３１日元食産第４４８０号農林水産省食料産業局長通知）

「畜産バイオマス地産地消対策事業に関する補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（令和２年１月３１日元食産第４４８１号農林水産省食料産業局長通知）

（様式関係）

「畜産バイオマス地産地消対策事業実施要領」様式

- ・別紙様式第１号 畜産バイオマス地産地消対策事業実施計画書
- ・別紙様式第２号 畜産バイオマス地産地消対策事業に関する経営収支改善効果分析（投資効率）
- ・別紙様式第３号 畜産バイオマス地産地消対策事業により整備した施設に関連する経営状況等の報告書
- ・別紙様式第４号 畜産バイオマス地産地消対策事業評価報告書
- ・別紙様式第５号 畜産バイオマス地産地消対策事業補助金支払確認書

「畜産バイオマス地産地消対策事業に関する補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」様式

- ・別紙様式第６号 畜産バイオマス地産地消対策事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第７号 畜産バイオマス地産地消対策事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第８号 畜産バイオマス地産地消対策事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第９号 畜産バイオマス地産地消対策事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届